

# 介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画	給付（総費用額）	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度			4.6兆円		
2002年度			5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度			6.2兆円		
2005年度			6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2007年度			6.7兆円		
2008年度			6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2010年度			7.8兆円		
2011年度			8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度			9.2兆円		
2014年度			9.6兆円		
2015年度	第六期	第六期	10.1兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度			10.4兆円		
2017年度			10.8兆円		
2020年度				6,771円 (全国平均)	
2025年度				8,165円 (全国平均)	

※2014年度までは実績であり、2015～2017年度は当初予算である。

※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

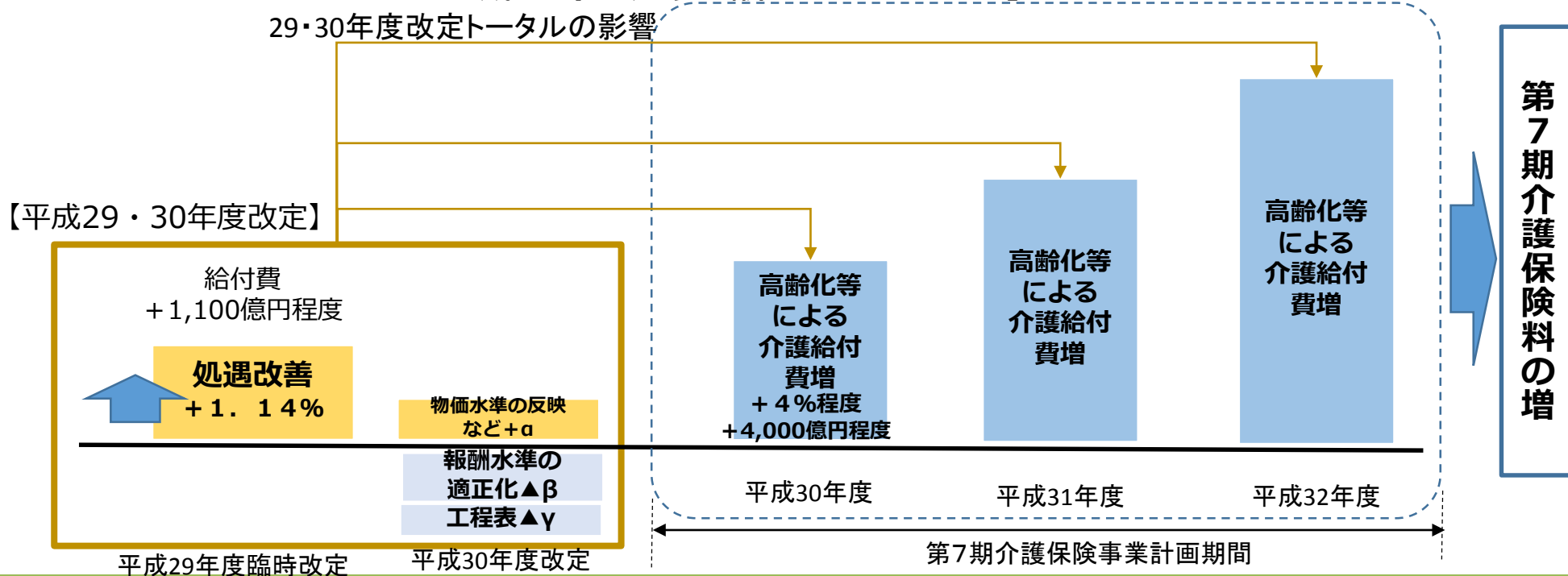
(注) なお、平成29(2017)年度においては、第7期の30年度介護報酬改定に先立ち+1.14%の改定(処遇改善)を実施。

# 平成30年度介護報酬改定の基本的考え方

## 【論点】

- 介護保険料負担や介護サービスの利用者負担の伸びを極力抑制していく観点等から、これまでも報酬改定毎に、介護人材の処遇改善や質の高いサービスの評価と合わせて、介護事業者の経営状況を踏まえた報酬水準の適正化などを実施。
- 平成29年度には臨時の介護報酬改定により、+1.14%（給付費+1,100億円程度（満年度））の介護人材の処遇改善を先行して実施した一方、工程表に沿った見直しや報酬水準の適正化等は未実施となっている。
- 先行実施した+1.14%と平成30年度改定の合計が次期介護保険事業計画の保険料負担に直結することから、保険料負担の増を極力抑制する観点からは平成30年度改定においてマイナス改定が必要。

## 【平成30年度介護報酬改定のイメージ】



## 【改革の方向性】（案）

- 平成30年度においても高齢化等による介護保険給付費の伸びや保険料負担の増が想定される中で、29年度には+1.14%の臨時改定を先行実施しており、この先行実施した改定分の保険料負担の増を極力抑制する観点から、平成30年度改定において報酬水準の引き下げや工程表に沿った見直し等に取り組む必要。

# 介護サービス事業者の経営状況

## 【論点】

- 介護サービス事業者の経営状況を見ると、サービスごとの収支差率においては、訪問介護や通所介護は良好な経営状況となっており、また、介護サービス全体で見ても中小企業の経営状況と比較して概ね良好な状況となっている。
- 平成27年度介護報酬改定においては、報酬水準の適正化に加えて質の高いサービスの評価も行っており、特養老人ホームにおいても、黒字施設は機能訓練や手厚い夜勤配置などの加算を算定している割合が高く、比較的良好な経営状況となっている。

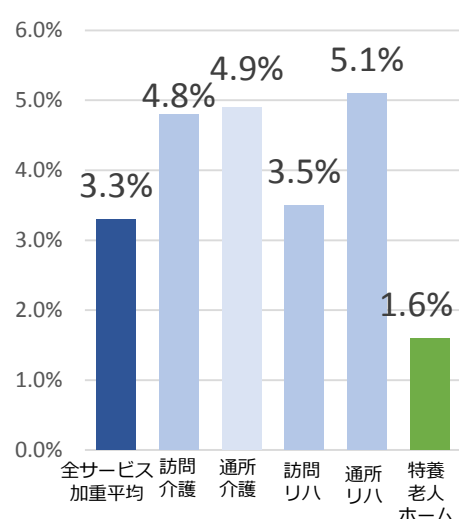
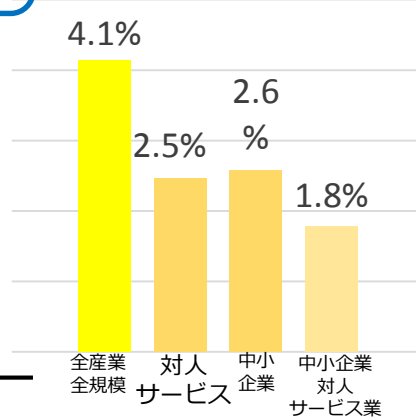
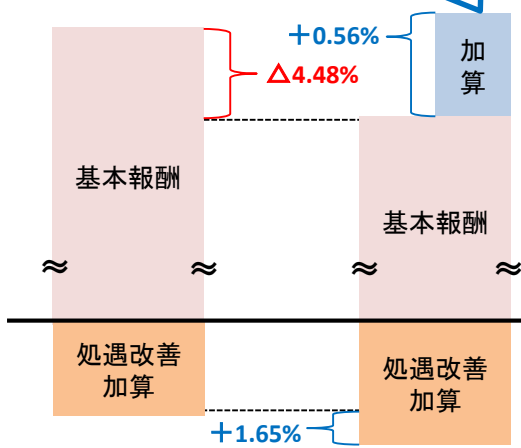
### 【平成27年度介護報酬改定のイメージ】

### 【法人企業統計における税引き前当期純利益率】

### 【介護サービス事業者等の収支差率】

### 【特養（ユニット型）の経営状況（平成27年度）】

全体の改定率は△2.27%であるが、質の高いサービスを提供している事業所は、加算により手厚い報酬が得られる仕組み



	黒字施設 n=1,319	赤字施設 n=617
入所者1人1日当たり活動収益(円)	13,532	13,254
サービス提供体制強化加算(%)	48.1	48.9
個別機能訓練加算(%)	45.6	37.0
夜勤職員配置加算(%)	79.2	69.4
経常増減差額比率(%)	8.8	▲7.5

(出典)厚生労働省「平成29年度 介護事業経営実態調査」、「平成28年度 介護給付費等実態調査」  
財務省「法人企業統計」、中小企業庁「中小企業実態基本調査」  
(注1) 直近5年間の最大と最小を除いた税引前当期純利益率(税引前当期純利益/売上)の平均。  
(注2) 「対人サービス業」は、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の合計。

(出典)独立行政法人 福祉医療機構  
「平成28年度 施設・居住系サービス事業者運営状況調査」  
(注) 経常増減差額比率とは、サービス活動による収益からその活動による費用と、支払利息等のサービス活動以外のための費用を控除した差額(経常増減差額)の収益に占める割合。

## 【改革の方向性】(案)

- 平成30年度介護報酬改定にあたっては、保険料の上昇や利用者負担をできる限り抑制していく観点から、中小企業の経営状況を踏まえ、収支差率が高いサービスについては適正化・効率化を行う必要。
- また、27年度改定の趣旨を踏まえれば、介護サービス事業者の経営状況の判断にあたっては、質の高いサービスを評価する加算を取得している事業者を基準とする必要があると考えられる。こうした加算を取得していない事業者の収支差率を含めて介護サービス事業者の経営状況を判断した場合、質の高いサービスへの移行を促進する方向性に逆行する。

# (参考)介護サービス事業者と他産業の法人等の経営状況の比較

- 大企業を含む全産業の法人の経営状況を見ると、純粋持ち株会社や情報通信業などの業種が全体の収益状況を押上げているが、介護サービス事業者との比較に際しては、事業内容が比較的近い業種の経営状況を勘案する必要。
- また、比較対象の企業の規模についても、①介護サービスは事業所・施設単位で指定を受け、基本的に事業所・施設ごとに運営が行われていること、②医療・福祉業や、いわゆる対人サービス業は、資本規模が比較的小さい法人がほとんどを占めていること、などから中小企業の経営状況を勘案する必要。

## 【介護サービス事業者の収支差率】

平成28年度経営概況調査	
全サービス加重平均	3.8%

(注)サービス毎の収支差率を介護給付費等実態調査の費用で加重平均。

## 【1施設・事業所当たり常勤換算従事者数】

	訪問介護	通所介護	特養	老健
総数	7.9人	8.7人	44.4人	52.4人

(出典)厚生労働省「平成27年介護サービス施設・事業所調査」

## 【全規模（大企業含む）法人の経営状況】

	経常利益率	税引き前当期純利益率
全産業	4.5%	4.1%
製造業	5.7%	5.2%
不動産業	11.4%	11.8%
情報通信業	8.5%	8.2%
純粋持ち株会社	69.5%	63.8%
その他学術研究、専門・技術サービス	4.9%	4.4%
医療・福祉	3.7%	3.3%
対人サービス業（生活関連サービス・娯楽業・宿泊業・飲食業）	3.0%	2.5%

(出典)財務省「法人企業統計」

(注)経常利益率・税引き前当期純利益率は平成24～28年度（中小企業は23～27年度）の過去5年間の最大最小を除いた3年間の単純平均。

## 【中小企業の経営状況】

	経常利益率	税引き前当期純利益率
全産業	2.9%	2.6%
製造業	3.5%	3.0%
不動産業	8.6%	8.8%
情報通信業	4.8%	4.3%
学術研究、専門・技術サービス	5.1%	4.5%
医療・福祉	3.0%	3.0%
対人サービス業（生活関連サービス・娯楽業・宿泊業・飲食業）	2.5%	1.8%

## 【中小企業（法人企業）の従業者規模別分布】

5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
63.9%	24.7%	7.3%	4.1%

(出典)中小企業庁「中小企業実態基本調査」、医療・福祉のみ「法人企業統計」の資本金五千万円未満。

## 【医療・福祉、対人サービス業の資本金階級別分布】 ※中小企業基本法上、サービス業は資本金5000万円以下の会社などが中小企業者。

資本金（百万円）	10未満	10～20未満	20～50未満	50～100未満	100～1,000未満	1,000以上
医療・福祉	84.9%	10.9%	2.6%	1.1%	0.5%	0.0%
対人サービス業	75.8%	17.3%	4.4%	1.8%	0.7%	0.1%

(出典)財務省「法人企業統計」

【論点】 ※ 本年6月公表「平成29年度予算執行調査」資料は、45分以上の生活援助中心型が含まれていないため、今回、当該計数も含めて再集計。

○ 訪問介護は、サービス内容に応じて「身体介護」と「生活援助」に区分され、このうち「生活援助」は、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」に「生活援助中心型」として、所定の報酬を算定することができることとされている。

(注1) 「生活援助中心型」を利用する場合の基本報酬は、20分以上45分未満：183単位、45分以上：225単位（1単位≒10円）とされているが、おおむね2時間以上の間隔を空けた場合には、それぞれの訪問ごとに所定の報酬を算定できる。

(注2) 日中・夜間を通じて、「生活援助」のみならず「身体介護」も含めて、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、実際の訪問回数にかかわらず、利用者の要介護度別に月当たりの基本報酬が固定されている。

○ 「生活援助中心型」の利用状況を調査したところ、1人当たりの平均利用回数は月10回程度となっているが、月31回以上の利用者が24,748人にのぼり、中には月100回を超えて利用されているケースも認められた。また、例えば、要介護1・2の者の場合、利用者の約9割は月20回までの利用であり、残り1割の利用者は月20回以上、中には100回以上の者がいるなど、全体として利用状況に大きなばらつきがあり、利用者の状態に沿った効率的なサービス提供が行われていない可能性がある。

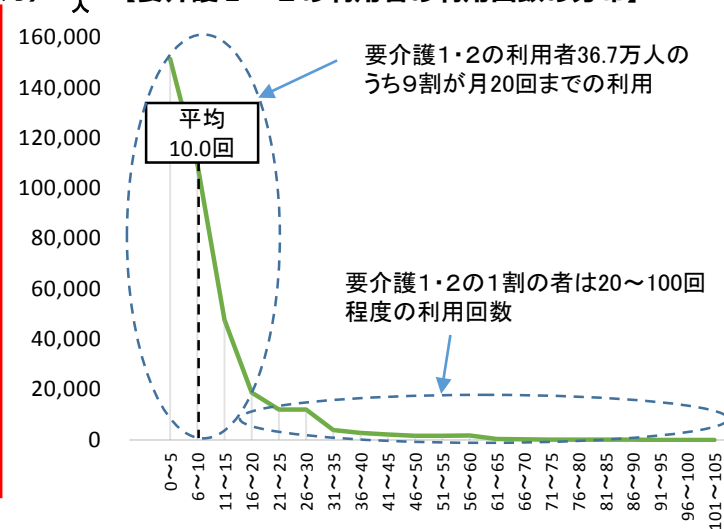
訪問介護のうち「生活援助中心型」の利用状況(平成28年9月)

【要介護1・2の利用者の利用回数の分布】

利用者数	48万5,174人
うち月31回以上の利用者数	24,748人
平均利用回数	月10.6回
最高利用回数	月115回
平均単位数(1単位≒10円)	月2,309単位
最高単位数	月25,875単位
平均要介護度	1.96

利用回数多い利用者の「回数」と「要介護度」

順位	利用回数	要介護度	順位	利用回数	要介護度
1	115	5	7	98	5
2	108	5	7	98	2
3	104	2	7	98	3
4	103	4	7	98	3
4	103	2	8	96	3
4	103	4	9	95	4
4	103	3	9	95	3
4	103	4	9	95	4
5	101	3	9	95	3
6	99	5	10	94	3
7	98	4	...	...	...



出所:厚生労働省「介護保険総合データベース(平成28年9月サービス実施、10月審査分)」

## 【改革の方向性】(案)

○ 保険者機能の強化に向けた取組の一環として、例えば、一定の回数を超える生活援助サービスを行う場合には、多職種が参加する地域ケア会議等におけるケアプランの検証を要件とするなど、制度趣旨に沿った適切な利用の徹底を図るべき。

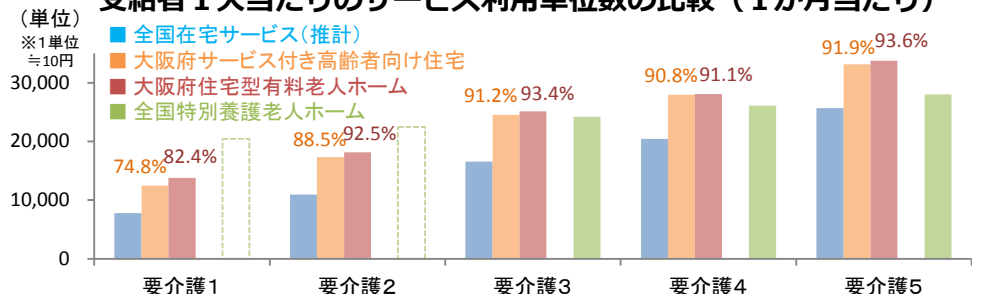
○ また、一定の間隔を空ければ1日に複数回所定の報酬を算定可能な現行の報酬体系は、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題を抱えていることから、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とのバランスも踏まえ、例えば、1日に算定可能な報酬の上限設定など、「身体介護」も含めて訪問介護の報酬の在り方を見直すべき。

# 高齢者向け住まいについて

## 【論点】

- 大阪府の調査結果では、「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」においては、外部の在宅サービス利用に係る受給者1人当たり単位数が非常に高い傾向。
- 高齢者向け住まいの居住者にも要介護度が高い方が一定程度おり、介護サービス事業所が併設・隣接されているものが半数以上ある。その大半が同一グループの運営となっており、実質的に介護施設に近い性格を有しているものが多くあると考えられる。
- こうした高齢者向け住まいでは、訪問介護・通所介護サービスが出来高で提供されている一方、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型以外）の指定を受けている有料老人ホーム等については、1日当たりの費用が決まっている。

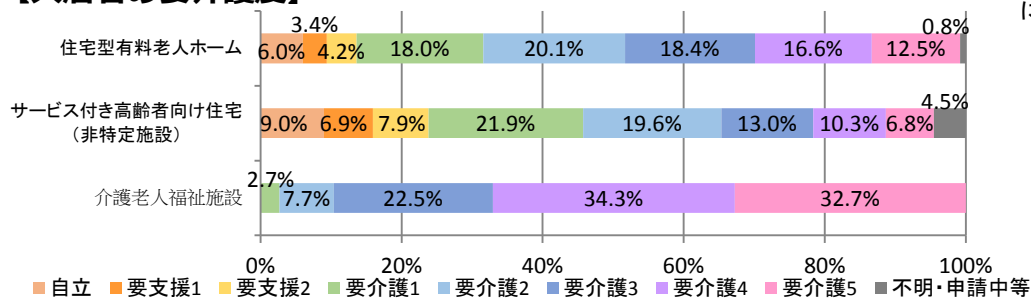
受給者1人当たりのサービス利用単位数の比較（1か月当たり）



※ パーセント(%)表記は、区分支給限度基準額（在宅サービスに係る1か月間の保険給付上限）に対する比率。

（出典）厚生労働省「平成28年度介護給付費等実態調査（平成28年5月審査分）」、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書「大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について」

## 【入居者の要介護度】

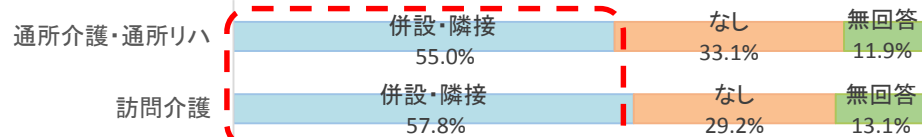


（出典）「平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）」、「介護サービス施設・事業所調査（27年10月1日）」

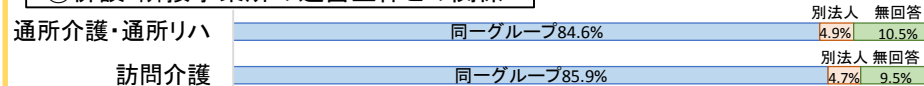
## 【サービス付き高齢者住宅（特定施設の指定なし）】

### ①介護サービス事業所の併設・隣接状況

※ 住宅型有料老人ホームについても、同様の傾向



### ②併設・隣接事業所の運営主体との関係



（出典）「平成28年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）」

## 【特定施設入居者生活介護費】（外部サービス利用型以外）（1日につき）

特定施設入居者生活介護費は、有料老人ホームやそれに該当するサービス付き高齢者住宅などのうち、一定の人員・設備基準を満たして指定を受けた事業者が算定可能。

（単位数）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	179	308	533	597	666	730	798

（参考）訪問介護サービス：生活援助20～45分未満183単位、身体介護 20分未満165単位

## 【改革の方向性】（案）

- 高齢者向け住まいに居住する者の在宅サービス利用については、必要以上にサービスが提供されないよう、例えば「特定施設入居者生活介護費」とのバランスも考慮し、報酬を算定できる回数の上限を設定するなどの対応を検討すべき。